

平成 23 年 3 月 28 日

平成 23 年東北関東大震災の被災者に対する 雇用対策・所得保障政策に関する意見

参議院議員 辻 泰弘

東北関東大震災の被災者に対する救済・支援策のうち、雇用対策・所得保障政策については、以下の方針の下に進められるよう求めたい。

1. 平成 23 年度予算の成立後、速やかに大規模な補正予算を編成し、民生の安定、産業の再生、公共交通網の復旧、公的施設の再建、行政機能の回復など、被災地の要望に則した救済・復興のための事業を国の主導により強力に推進するとともに、それらを通じた大幅な雇用の創出をはかり、被災した失業者・求職者の優先的な雇用の確保、生活の支援に万全を期すべきである。

なお、この際、民主党の従来からの政策的な「こだわり」であったと言うべき、かたくなな「公共事業性悪説」から脱却し、国民の安全確保、将来の経済社会の発展、国民生活の向上などに資する社会資本の整備のための公共事業については、その本質的な意義を正当に評価する立場に転換する必要がある。

2. 被災地内の企業に対する雇用調整助成金の拡充と新たな助成金制度の創設、震災による離職者に対する雇用保険の失業等給付の期間延長、未払賃金立替払制度の支給額の引き上げなど、雇用の維持と離職した労働者の救済・生活支援のための施策を講じるとともに、それらに要する予算については一般会計で負担することとし、補正予算において労働保険特別会計への繰り入れを行うべきである。
3. 雇用保険の給付が受給できない求職者に対する支援制度については、法的整備をめざすとともに、拡充のための増額を補正予算において措置すべきである。
4. 今次災害が空前のものであることに鑑み、現行の被災者生活再建支援制度の抜本的な拡充・強化を含め、生活の糧や家屋を失い困窮する被災者に対する全額国庫負担による給付金の支給制度を設け、そのための財源を補正予算において確保し、措置すべきである。

以上